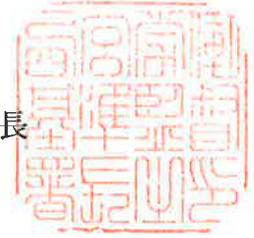


西宮基署発 0321 第 3 号
令和 6 年 3 月 21 日

西宮労働基準協会長 殿

西宮労働基準監督署長



令和 6 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」
の実施について

平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、職場における熱中症予防対策について、平成 29 年より「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、各防災団体等と連携して「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。

しかし、昨年 1 年間の兵庫県下の発生状況（3 月 1 日現在の速報値。別紙 1 参照）は、休業 4 日以上の子傷者が 28 人、うち死亡者が 2 人（警備業及び建設業）、業種別の死傷者数は、警備業 7 人、製造業 6 人、建設業 4 人と、全体の約 6 割がこれら 3 業種で発生し、建設業では 3 年連続で死亡災害が発生する憂慮すべき状況にあります。

また熱中症災害を検証すると、「暑さ指数（WBGT）を把握していなかった」、「熱中症予防のための労働衛生教育を行ってなかった」、「一人で休ませていたところ、倒れていた（意識を失っていた）のを発見した」など、健康管理、労働者教育、熱中症発症時・緊急時の措置が不適切であった事例が多く見られました。

令和 6 年の本キャンペーンにおいては、熱中症リスクがあるすべての職場において熱中症予防対策の徹底を図ることを目的とし、別添の「令和 6 年『STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱（実施期間：令和 6 年 5 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日・準備期間 4 月）」のとおり実施することとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、本キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場に対し、その周知を図っていただきますとともに、実施要綱の 7.（2）により、厚生労働省が提供する「職場における熱中症予防対策ポータルサイト」等を活用した、効果的な熱中症予防対策の実施をお願いします。



【熱中症予防ポータルサイト】 【厚生労働省ホームページ（クールワークキャンペーン）】